

石川労働局発表
令和7年5月30日(金)

報道関係者 各位

【照会先】
石川労働局 総務部
労働保険徴収室
室長 木谷 庄二
室長補佐 田形 明
電話 076(265)4422

6月2日(月)から令和7年度労働保険年度更新の申告・納付手続きが始まります

労働保険(※1)年度更新(以下「年度更新」という。)とは、4月1日から翌年3月31日までの1年間(保険年度)を単位として、毎年、前年度の確定保険料の精算と当年度の概算保険料の申告及び納付を行う手続きをいいます(別添1参照)。

年度更新に必要な申告書などの書類は、5月末頃に厚生労働省から発送されます。(※2)

令和7年度の年度更新の手続き期間は、6月2日(月)から7月10日(木)までとなっております。なお、令和6年能登半島地震を受け、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町・能登町に所在する事業場等は、引き続き労働保険料等の申告・納付期限が延長されています(別添2参照)。延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示されます。

労働保険料等の申告は、石川労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署及び集合受付会場(別添3参照)等のほか、電子申請や郵送で行うことができます。年度更新の手続き期間中は受付窓口が混雑する場合がありますので、いつでもどこでも待ち時間なく手続きができる電子申請の利用をお勧めしています。電子申請にあたっては、「GビズID」(※3)を利用することで電子証明書が不要となり利用しやすくなっています。また、電子申請の未利用事業場には初期設定の代行サービスなどのアドバイザー事業を実施しています(別添4・5参照)。石川労働局労働保険徴収室では電子申請体験コーナーを設置しており、電子申請の体験ができますので、この機会に是非ご利用して下さい。

また、労働保険料の納付(支払)については「電子納付」(別添6)又は「口座振替納付」が便利です。

※1 「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

※2 手続きの詳細は、右の二次元バーコードを読み取り、石川労働局ホームページの掲載内容をご覧ください。

※3 「GビズID」とは、1つのIDで様々な行政サービスの利用を可能にする認証システムです。



安心して
働きたい！



令和
7年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2.月 ~ 7.10.木

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付について、期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

石川県 七尾市、羽咋郡志賀町

【延長後の申告・納期限】

令和7年1月31日（金）

【対象となる労働保険料など】

令和6年1月1日から令和7年1月30日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

- ※ 申告の手続は、上記期限までに行ってくださいよう、お願いいたします。
- ※ 富山県全域並びに石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町・内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町については、令和6年厚生労働省告示第218号により、令和6年7月31日を申告・納期限としています。
- ※ 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町・能登町については、引き続き延長措置が継続されます。

2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】 **すべての地域で申請可能**

【要件】 **事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと**

- ※1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。

令和7年度 労働保険年度更新申告書 集合受付日程

金沢労働基準監督署管内

日 時		場	所
7月7日	月	金沢駅西合同庁舎 6階 第1会議室	金沢市西念3-4-1
7月8日	火		
7月9日	水		
7月10日	木		

小松労働基準監督署管内

日 時		場	所
6月18日	水	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120
6月19日	木	加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生イ78-3
6月25日	水	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120
7月2日	水	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室	小松市日の出町1-120
7月7日	月	加賀地方合同庁舎 2階 会議室	加賀市大聖寺菅生イ78-3

七尾労働基準監督署管内

日 時		場	所
6月16日	月	七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2
6月17日	火	七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2
6月20日	金	ハローワーク羽咋 2階会議室	羽咋市南中央町キ105-6
6月26日	木	ハローワーク羽咋 2階会議室	羽咋市南中央町キ105-6
7月3日	木	七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2

穴水労働基準監督署管内

日 時		場	所
6月12日	木	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3
6月19日	木	ハローワーク能登 2階会議室	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2
6月26日	木	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3

☆事務組合に係る申告書の提出は、別途指定する集合受付会場をご利用いただくか、石川労働局労働保険徴収室の窓口へ提出して下さい。

もうご存知ですか？ 労働保険は電子申請

無料で初期設定を お手伝いします

わたしたちが
かけつけます!

イメージキャラクター：
ペパレス執事

電子申請は簡単・便利!
オンラインで24時間
いつでも申請や届出ができます。

電子申請未利用事業場

アドバイザー事業

費用

0円

時間

1時間程度

場所

日本全国
どこでも

日本中
どこへでも
お伺いします。

事前準備の
不安や不明点を
解消します!

お好みの方法でご参加いただけます。



オンライン
セミナーに
参加する

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なのか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます



紙はあきらめ
まっか

無数の「は
い」が
「はい」



スマホでも!

もうご存知ですよ？ 労働保険申請の**新定番!**

労働保険は**電子申請**

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!
※詳しくは
下記特設サイトへ

いつでもどこでも**手続可能!**
カンタン・スピーディーに**申請!**
ムダな時間やコストも**削減!**

**コストも時間も
カット!!**

イメージキャラクター:
ペパレス執事

名前 ペパレス執事
星座 アドバイ座
好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまた角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。



労働保険の電子申請に
関する詳細は
「**特設サイト**」へ!

スマホでも!
特設サイトは
こちら!



受託会社
株式会社バックスグループ
事務局問い合わせ先
Mail: mail@denshi-shinsei.jp
TEL: 03-6628-2275

〈キリトリ〉

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名		フリガナ 担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
フリガナ 住所	〒 ー	予約希望	<input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、上記内容をご記入の上、右のFAX番号まで送信ください。

FAX 03-6627-9989

労働保険の年度更新に、電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中は、都道府県労働局等の受付窓口が混雑しますが、電子申請はいつでもどこでも待ち時間なく申請が可能です。また、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせます。ぜひ電子申請の利用をご検討ください！



電子申請にはメリットがたくさん！！

電子申請の進め方

事前準備

電子申請には、①電子証明書またはGビズIDの取得、②パソコンの環境設定（ソフトのインストール）など、事前準備が必要です。
電子証明書は、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。
必要な事前準備をまとめたガイドブックを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！（QRコードはこちら→）



電子申請の開始に必要な初期設定のお手伝い等を、**無料**で行っています。ぜひご活用ください！
詳細は別途同封しているリーフレット、もしくは労働保険の電子申請に関する特設サイトへ！→



実際に電子申請してみましょう！

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

The screenshot shows the e-Gov portal interface. At the top, there are navigation options for English, site search, and government search. Below the header, there are three main service tiles: "電子申請" (Electronic Application), "法令検索" (Law Search), and "データポータル" (Data Portal). A red callout bubble points to the "電子申請" tile with the text "「電子申請」をクリック！". Below this, the "手続検索" (Procedure Search) section is visible. It has a search bar and a "検索" (Search) button. A red callout bubble points to the search bar with the text "「手続検索」をクリック！". Below the search bar, there are two columns of dropdown menus for filtering results. A red callout bubble points to the search bar with the text "検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し「検索ボタン」をクリック！".

具体的な電子申請の操作方法について、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！→



労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は、 来年度（令和8年度）の年度更新から 申告書の送付がなくなります！

- 資本金が1億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられています※。
- 電子申請が義務付けられている事業場においては、来年度（令和8年度）の年度更新から、申告書の送付がなくなります。
- **ぜひ、今年度の年度更新から、電子申請を利用してください！** 電子申請の進め方は、表面をご覧ください。

電子申請の義務化とは

(電子申請が義務付けられている法人)

- **資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する
拠出金の額が1億円を超える法人**
- **相互会社**（保険業法）
- **投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
- **特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化の対象事業場（令和7年1月1日時点）の申告書には、以下のように「電子申請対象」と印字されています。

The image shows a sample of a labor insurance declaration form (Form No. 6, 24th Edition, 25th Edition, 30th Edition (A) (1) (Front)). The form includes fields for company name, employee count, and insurance type. A red box highlights a stamp that reads "電子申請対象" (Electronic Application Target). The stamp is located in the bottom right corner of the form, next to the "提出用" (For Submission) stamp. The stamp is a circular stamp with the text "電子申請対象" in the center.

(電子申請が義務付けられている手続)

継続事業（一括有期事業を含む）を行う事業主による

- **年度更新に関する申告書の提出**
（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
- **増加概算保険料申告書の提出**

※ 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により申告が可能です。所管の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご相談ください。

- (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により電子申請が困難と認められる場合
- (2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

令和7年度から年度更新でも 労働保険料等の電子納付が可能となります

領収済通知書(納付書)を用いて
インターネットバンキングから
電子納付(Pay-easy)による納付が
可能となります！



領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

※取扱庁名 ○○労働局 ※取扱庁番号

徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入 労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118 ※令和 07 年度

労働保険番号 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※証券受領

※会計年度(元号:令和は9) ※徴定年度(元号:令和は9) ※収納年月日(元号:令和は9)

※収納区分 ※収納機関 ※認決区分 ※徴定 ※データ指示コード ※内証券受領

納付の目的
1. 令和 07 年度 概算 1 期 (全期又は1期)
2. 令和 06 年度 確定

(住所) 〒 XXX-XXXX
○○市○○X-X-X
(氏名) 株式会社○○ 殿

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は蔵入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険料 十億千百万千百日円 (項10)
一般拠出金 十億千百万千百日円 (項11)
納付額(合計額) 十億千百万千百日円 (項12)

あて先 〒 XXX-XXXX
○○市○○
○-○-○
○○労働局
労働保険特別会計蔵入徴収官 (官庁送付分)

上記の合計額を領収しました。
領収日付等

この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

マークの付いているものが対象です。

この部分の情報が必要です。

- 対象となる金融機関については、裏面をご覧ください。裏面に記載のない金融機関では窓口を利用ください。
- 一部金融機関はATMも利用可能です。コンビニ等の共用ATMでは利用できません。

対象となる金融機関（令和7年5月末時点）

- 記載のある金融機関ではインターネットバンキングから納付ができます。◎印がある金融機関はATMも利用できます。
- 記載のない金融機関では金融機関窓口を利用ください。

銀行			
あ行	群馬銀行	第四北越銀行	福井銀行
あいち銀行	京葉銀行 ◎	筑邦銀行	福岡銀行 ◎
青森みちのく銀行 ◎	高知銀行	千葉銀行 ◎	福岡中央銀行
秋田銀行	さ行	千葉興業銀行	福島銀行
足利銀行 ◎	西京銀行	東京スター銀行	福邦銀行
池田泉州銀行	佐賀共栄銀行	東邦銀行	豊和銀行
伊予銀行	佐賀銀行	東北銀行	北都銀行
岩手銀行	山陰合同銀行	東和銀行 ◎	北洋銀行
愛媛銀行	三十三銀行	徳島大正銀行	北陸銀行
大分銀行	滋賀銀行	栃木銀行	北海道銀行
大垣共立銀行	静岡銀行	鳥取銀行	北國銀行
沖縄海邦銀行	静岡中央銀行	トマト銀行	ま行
沖縄銀行	七十七銀行 ◎	富山銀行	みずほ銀行 ◎
か行	島根銀行	富山第一銀行	南日本銀行
香川銀行	清水銀行	な行	宮崎太陽銀行
鹿児島銀行	十八親和銀行 ◎	長崎銀行	や行
神奈川銀行	荘内銀行 ◎	長野銀行	山梨中央銀行
北日本銀行	スルガ銀行	名古屋銀行	横浜銀行 ◎
紀陽銀行	仙台銀行	西日本シティ銀行	
京都銀行	た行	は行	
きらぼし銀行	大光銀行	東日本銀行	
きらやか銀行	大東銀行	肥後銀行	
熊本銀行 ◎	但馬銀行	百五銀行	
銀行以外の金融機関			
信用金庫（国庫金ペイジー取扱金庫）			
信用組合（国庫金ペイジー取扱組合）			
労働金庫			
インターネット専門銀行			
GMOあおぞらネット銀行			
住信SBIネット銀行			
PayPay銀行			

労働保険料等の年度更新（厚生労働省ウェブサイト内）

厚生労働省 労働保険 年度更新

検索



詳しい内容やご不明な点は、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。